

検索結果に関する有識者会議 ～海賊版サイトへの対応について～

報告書

開催日時

2022年1月14日 11:30～13:00

委員名簿

委員長 内田 貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授

委員 泉 徳治 弁護士、元最高裁判所判事

 戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

 長谷部 恭男 早稲田大学大学院法務研究科 教授

 升田 純 中央大学大学院法務研究科教授、弁護士、元東京高等裁判所判事

目次

1 当会議の位置づけ	2
2 近年の海賊版サイト問題の動向	2
3 検索結果の非表示措置について	3
4 著作権侵害における検索結果の非表示措置について	4
(1) 検索結果の非表示措置の問題点と法的整理	4
(2) 対応方針	5
(2) - 1 権利侵害の明白性について	5
(2) - 2 権利侵害の重大性・緊急性について	5
(2) - 3 検索サービス提供者の判断対象	6
(3) 非表示措置の対象について	6

(4) 信頼性確認団体との連携	7
5 終わりに	7

1 当会議の位置づけ

日本国内における漫画海賊版サイトへの対策は従来から課題とされてきたところ、2018年3月頃に大規模海賊版サイト「漫画村」のアクセス数が月間1億アクセスを突破したことを端緒として、政府で本格的に検討が開始された。知的財産戦略本部（以下「知財戦略本部」）や総務省を始めとした政府の設置した検討会では、海賊版による被害を効果的に防ぐために事業者が取り組むべき対策について方針が示され、こうした方針を受けて官民連携して対策が進められてきたところである。

「検索結果に関する有識者会議～海賊版サイトへの対応について～」(以下「当会議」)は、このような海賊版サイトへの社会的問題意識の高まりを受け、Yahoo!検索の検索結果において表示される著作権侵害が疑われるサイト（海賊版サイトを含む）への対応方針を検討するため、検索サービス提供者であるヤフー株式会社（以下「ヤフー」）が2022年1月に開催したものである。

なお、当会議は、ヤフーが2014年11月に設置した「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」（以下「前回本会」）¹の一環として開催されたものであり、当会議における検討は前回本会における「検索結果とプライバシーに関する有識者会議 報告書」²（以下「前回本会報告書」）の内容を踏まえたものとなっている。

2 近年の海賊版サイト問題の動向

2018年3月、知財戦略本部・犯罪対策閣僚会議による「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策³」の発表を契機に漫画海賊版サイトへの対策の機運が高まりをみせた。この発表によれば、2018年3月当時、海賊版サイトの中で最大規模を誇っていた「漫画村」の月間アクセス数が1億を超える状況⁴であったことが判明している。

その後、2018年4月に「漫画村」が自主的に閉鎖されたのち、サイト運営者が特定され、2021年6月に著作権侵害等を理由にサイト運営者に対する有罪判決が確定している。漫画村の閉鎖後もその他の海賊版サイトへの対策は進められてきたが、2020年になり新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う巣ごもり需要から、後続の海賊版サイトに対するアクセス数が増大し、より被害が深刻な状態となった。

総務省が開催する「インターネット上の海賊版サイトのアクセス抑止方策に関する検討会（第5回）」

¹ <https://about.yahoo.co.jp/pr/release/2020/02/13a/>

² https://s.yimg.jp/i/docs/publicpolicy/blog/20150330/Search_results_and_privacy.pdf

³ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/honpen.pdf>

⁴ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/180413/siryoku2.pdf>（p4、注釈1）

における一般社団法人 ABJ の発表⁵によると、緊急事態宣言が発令された 2020 年 4 月時点ではサイトアクセス数上位 3 つの海賊版サイト（以下、「上位 3 サイト」）において、合計月間 5000 万にも満たなかったアクセス数が、わずか 2 年で 3 億を超える状況となっている。

このように被害が深刻になっていく一方で、海賊版サイトの運営者や CDN・レジストラ等の事業者は海外に拠点を置くケースが多く、サイト運営者への捜査や、CDN・レジストラ等の事業者への対策が満足に機能していない課題が残っている。そのような背景から同検討会においては、総務省政策メニューにはないが、今後議論をすべき取組として「検索結果から海賊版サイトへの流入の抑制」⁶すなわち検索サイトにおける検索結果の表示について、検索サービス提供者による一定の要件下での削除等の対応（以下「検索結果の非表示措置」）が提示され、検索サービス提供者における海賊版サイトのアクセス抑止について議論されることとなった。

3 検索結果の非表示措置について

前回本会報告書で述べたように、検索サービスは、現在の情報社会において情報の発信者および受信者の双方に有益な社会インフラとなっている。そして検索結果は、当該キーワードを含むウェブページの存在、所在及び当該ウェブページ（リンク先ページ）がどのようなものかを端的に示す役割を担っており、インターネットにおける情報収集に寄与している。このような検索サービスの利便性は、大量の情報について一定のアルゴリズムに基づいて自動的に・機械的に処理することにより実現されている。検索結果の非表示措置として、検索サービス提供者に対し、大量の情報一つ一つについて内容の精査を要求することは現実的ではなく、検索サービスの利便性、ひいてはその社会的意義を損なう危険がある。

また、検索結果の非表示措置は、検索結果やリンク先ページによって自らの権利を侵害されることとなる被害申告者の権利侵害の抑止の側面を有する一方で、検索サービス提供者はリンク先ページに書き込みを行った表現者の主張を知りうる立場にない。このような状況下において検索サービス提供者は、被害申告者からの一方的申告に基づく偏った判断を強いられる恐れがあり、結果的に情報の偏在を助長し、検索サービスの根幹である中立性への信頼を揺るがす危険がある。

また、司法の判断も基本的に同様な考え方に立っているとみられ、最高裁平成 29 年 1 月 31 日決定は、「検索サービス提供者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索サービス提供者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされ

⁵ 総務省「インターネット上の海賊版サイトのアクセス抑止方策に関する検討会（第 5 回）」（2021 年 11 月 29 日開催）一般社団法人 ABJ 発表資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000780146.pdf (p3)

⁶ 「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の取組の進捗状況について」（2021 年 11 月 21 日）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000780244.pdf (p9)

ている上記役割に対する制約でもあるといえる。』⁷と述べ、プライバシー権侵害にかかる検索結果の非表示について、「当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当」という判断基準を示している。

4 著作権侵害における検索結果の非表示措置について

(1) 検索結果の非表示措置の問題点と法的整理

以上のような近年の動向および検索サービス提供者の位置づけ等を踏まえ、当会議では、被害申告者がインターネット上で自己の著作権侵害があることを理由に、検索サービス提供者に対して検索結果の非表示措置を求める場合において、検索サービス提供者としての対応方針について検討を行った。

前提として、前回本会で検討したプライバシー権侵害とは異なり、著作権侵害を構成する表現行為は、憲法上の表現の自由の保護の対象外である犯罪行為とされているから、プライバシー権侵害のように「表現の自由」や「知る権利」とのバランスを図るという問題の検討が不要という指摘もありうる。もっとも、表現の自由と著作権侵害との関係については、例えば、サイト全体のうち著作権侵害となる表現は一部に限られ、それ以外の表現は問題のない場合や、新たな表現行為の側面もあるいわゆるパロディ表現の場合などについて、まだ十分な議論が蓄積されてはされていない。そのため、著作権侵害を構成する表現行為についても、表現の自由とのバランスを全く考慮しなくてよいとはいえない。

さらに、検索サービスは前述のように「表現の自由」や「知る権利」に資する社会インフラとなっているところ、検索サービスを提供する事業者は少数でありその制約の影響が広範囲に及んでしまう。加えて、検索サービスは世の中の多種多様な情報を価値中立的にユーザーに提供する機能を有しており、その中立性こそが検索サービスの根幹であることを踏まえれば、検索サービスの機能に何らかの制約を課す際には、極めて慎重な検討が必要であるといえる⁸。また、「表現の自由」や「知る権利」とのバランスを図る観点からは、本来的には、被害申告者はリンク先ページの表現者又はリンク先ページ管理者に対し、削除の申請をすべきである。こうした検索サービスの性質に関する点は、著作権侵害に係る検索結果の非表示措置とプライバシー権侵害に係る検索結果の非表示措置とで何ら異なるところはない。

また、著作権自体は財産権であるため、プライバシー権と異なり、「表現の自由」や「知る権利」といった人格権とは要保護性に差異があり、少なくともプライバシー権侵害に係る検索結果の非表示措置についての判断よりも厳格な判断枠組みが求められるとも考え難い。

以上から、著作権侵害を理由とした検索結果の非表示措置は一定の場合に限定することが妥当である。そして、検索結果の非表示措置を講じるべき場合か否かの判断においては、著作権侵害の特徴を考慮しながら、プライバシー権侵害に係る検索結果の非表示措置についての前回本会報告書記載の

⁷ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/482/086482_hanrei.pdf

⁸ なお、前述の最高裁判平成29年1月31日決定においても「検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」との判断が示されている。

枠組みを用いるのが妥当である。

(2) 対応方針

まず、検索サービス提供者が、検索結果の表示内容自体による著作権侵害を理由に非表示措置を講じるべき場合は、「検索結果の表示内容自体から権利侵害が明白な場合」に限られるべきである⁹。

一方で、検索結果の表示内容自体には著作権侵害情報を含まないが、検索結果に著作権侵害サイトへのリンクが掲載されていることを理由に非表示措置を講じるには、原則として、被害申告者がリンク先の表現者や管理者に対してリンク先のページの非表示を命じる確定判決（仮処分決定も含む）を取得しており補充性の要件を満たす必要がある。また、補充性の要件を満たさずとも、権利侵害がリンク先ページの表示自体から明白で、かつ、権利侵害の重大性又は緊急性が認められる場合については、リンクも含めた検索結果上の全ての情報¹⁰について非表示措置を行う¹¹。以下、この場合における権利侵害の明白性と、権利侵害の重大性又は緊急性の判断枠組みについて述べる。

(2) - 1 権利侵害の明白性について

権利侵害の明白性については、①リンク先のページに権利侵害にあたるコンテンツが掲載されている場合、当該リンク先ページの表示自体から満たされると判断する。

一方、②リンク先のページに必ずしも権利侵害にあたるコンテンツは掲載されていない場合¹²、リンク先ページの配下（リンク先ページからの遷移先）に権利侵害にあたるページが相当数含まれる場合¹³、もしくはリンク先ページが、専ら、明らかに権利侵害にあたるページに誘導している場合に満たされると解される。

(2) - 2 権利侵害の重大性・緊急性について

権利侵害の重大性・緊急性¹⁴の要件においては、著作権侵害が疑われるサイトのアクセス数（第三者ツールにより客観的に測定された PV 数など）や権利侵害コンテンツの掲載量（例えば漫画の海賊版サイトであれば作品数や掲載話数等）に加え、Yahoo!検索における流入数、加速的なアクセス数の増加率を考慮する方向性で意見が一致した。また、前述のとおりプライバシーのような人格権は財産権よりも要保護性が高いとされていることから、著作権侵害がある場合にはプライバシー権侵害がなされた場合よりも厳格な判断をすべきと考えられる。

なお、プライバシー権等の人格権侵害については放置しておくユーザーへの被害が拡大してしまい事

⁹ この場合、キャッシュ・スニペットについて非表示措置を講じる。

¹⁰ 具体的には、検索結果における URL・タイトル・スニペット等を指す。

¹¹ 本会報告書 P.19～25

¹² 具体例として、リンク先のページ上には著作権侵害コンテンツが掲載されておらず、検索窓のみ掲載されているようなケースが挙げられる。

¹³ 具体例として、権利侵害コンテンツを掲載するページへのリンクを記載しているケースが挙げられる。


¹⁴ 権利侵害の緊急性においては、加速度的に被害が拡大しており早急に措置を行う必要性が高いといえるかについて考慮すべきである。

後的な回復が困難であるのに比して、著作権は財産権であり事後的な回復が可能であることに鑑みると、著作権侵害においては緊急性ではなく悪質性という考え方になじむという意見も見られた。

(2) - 3 検索サービス提供者の判断対象

検索リンクの表示は原則として URL 単位であるうえ、検索サービス提供者にリンク先ページの遷移先に権利侵害情報の掲載があるかの確認まで要求するとすれば、情報量が膨大となり権利侵害の判断が困難となる。そのため、検索サービス提供者は、原則としてリンク先ページのみから権利侵害の明白性を判断すればよく、リンク先ページから更に遷移した先のページまで違法性を確認すべき場合は、被害が甚大であるなど悪質性の特に高いものに限定される。

1. **検索結果の表示内容自体に権利侵害情報が掲載されている場合**
➤ **権利侵害があることが明白**であれば非表示
Ex.)画像検索結果に漫画の複製画像が掲載されている場合



(検索結果画面のイメージ)

甲田乙男
○○○.○○○.○○.jp/ - キャッシュ
(詩など著作物性の認められる文章) ~~~~~
~~~~~

2. **検索結果の表示自体に権利侵害情報がない場合**  
原則：**補充性**が必要。  
➤ 具体的には、「被害申告者がリンク先の表現者や管理者に対してリンク先のページの非表示を命じる確定判決（ただし、仮処分決定の場合も含む）を取得している場合」  
例外：元ページにおける**権利侵害が明白**で、かつ**権利侵害の重大性**又は**非表示とする緊急性**が認められる場合

### (3) 非表示措置の対象について

非表示措置の対象は、検索リンクの表示が URL 単位であることに鑑みて、原則として権利侵害サイトに移動することを可能とする URL、タイトル、キャッシュ、スニペットのみが対象となる。権利侵害の明白性や重大性・緊急性について判断していないページも含んだサイト全体について非表示措置をする場合には、権利侵害情報の掲載されていないページを巻き込んで非表示をすることになり、過度な表現の自由への制約となる恐れや、検索サービスの中立性を揺るがすおそれがあるからである。

他方で、当該 URL のドメイン配下において、非常に多数の権利侵害情報が掲載されたページが存在する、非常に高い頻度で新しいページが作成される、違法情報が掲載されないページがほぼ存在しないと推定されるなどの極めて例外的な場合であれば、一定の基準をもってドメイン単位での非表示措置を講じることもありうる<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> ヤフーにおいては、2021年9月に上位3サイトについてはドメイン単位の非表示措置を行っている。

#### (4) 信頼性確認団体との連携について

(1)で示した通り、現状、ヤフーでは被害申告者から削除申告があった場合に非表示措置相当かどうか判断を行っている。しかし、検索サービス提供者のみでは元のページの権利侵害明白性を判断することは困難な側面があることから、信頼性確認団体<sup>16</sup>から権利侵害に関する情報提供や確認を受けた場合には、裁判上の決定等と同視できるとまでは言い難いが、ヤフーにおける権利侵害明白性の判断における重要な考慮要素とすることも考えられる。

## 5 終わりに

悪質な海賊版サイトへの対策を進めるために、ヤフーとしては検索サービス提供者としての中立性を維持しながらも、海賊版対策への取り組みに可能な限り協力をしていくことが望ましい。その際、事業者としての判断の公正さを確保するために一定の基準を設けたうえで対応を判断すべきである。

今後、法学や判例、社会的動向に変化があれば、その内容を踏まえて当該基準を見直す必要性が生じる可能性があるが、本報告書は、現在の社会的な動向や法律上の議論をもとに検索サービス提供者の海賊版を含む著作権侵害への対策について検索結果の非表示措置に係る基準など一定の方向性を示したものである。検索サービス提供者としては、今後本報告書に従って適正に対応することが望ましい。

以上

---

<sup>16</sup> 例えばプロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに記載されている信頼性確認団体が参考になる。